

会社法案の概略

～ 計算、組織再編、設立

制度調査部
堀内勇世

会社法案の概略シリーズ5 ～ 株式会社編

【要約】

「会社法案」は、今年3月22日国会に提出され、5月17日に衆議院を通過した。衆議院を通過するにあたり、「会社法案」は修正された。ここでは、株式会社の計算・組織再編・設立に関する改正の概略について説明する。

．計算関係

1．剰余金の分配（配当等）の財源規制

配当、自己株式の有償取得などを、「剰余金の分配（配当等）」として整理して、統一的な財源規制を図っている（会社法案446条、461条）。

また、剰余金の分配可能額に期中の期間損益を反映するための決算に準じた手続を創設している（会社法案441条）。なお、この手続を利用するかは否かは、任意である。

2．剰余金の配当の回数、決議機関など

会社法案では、株主総会の決議により、いつでも、剰余金の配当を行えるようになっている（会社法案454条）。しかしこの規定のみでは、株主総会の決議なく行っている現行の中間配当ができなくなる恐れがある。そこで、会社法案では、取締役会を設置する会社にとっては、現行の現金による中間配当を原則維持するための手当てがなされている（会社法案454条）。

また、会計監査人を設置し、かつ取締役の任期が1年である会社（委員会設置会社又は監査役会を設置する会社に限る）は、定款の規定により、原則、取締役会決議で、いつでも、剰余金の配当を行えるようになっている（会社法案459条）。なお、このとき、取締役会決議に委ねることができる「剰余金の分配」は、配当に限らず、自己株式の取得も可能である。

3 . 現物配当

会社法案では、現金以外の財産の分配（現物配当）の規定が整備されている（会社法案 459 条）。

なお、株主からの請求があれば当該財産に代えてその財産の価額に相当する額の金銭を分配することとする場合を除き、株主総会の特別決議が必要とされている（会社法案 309 条）。

4 . 資本金、法定準備金

会社法案では、会社成立後の法定準備金減少の限度規制（減少は資本金の 4 分の 1 までとする規制）が廃止されている（会社法案 448 条参照）。

また、会社成立後の資本金の減少額に上限は設けられていない（会社法案 447 条参照）。

．組織再編関係

1 . 合併等の対価の柔軟化

(1) 合併等の対価の柔軟化とは

会社法案では、合併等の際に、存続会社等の株式の代わりに金銭、親会社の株式などを交付することが認められている（会社法案 749 条、758 条、768 条参照）。このことを「合併等の対価の柔軟化」という。

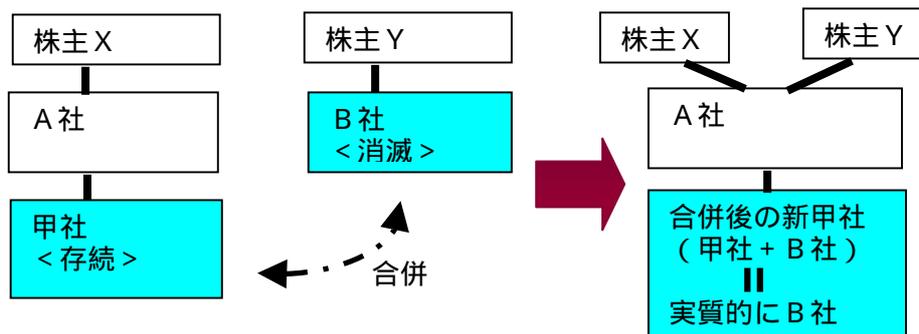
これにより、「三角合併」や「キャッシュ・アウト・マージャー」が可能となる。

三角合併	子会社が、他の会社を吸収合併する場合に、その親会社の株式を対価として交付する合併のこと
キャッシュ・アウト・マージャー	消滅会社の株主に金銭のみを交付する合併のこと

(2) 三角合併とは

三角合併を図示すると、図表 1 のようになる。

図表 1 三角合併



(出所) 大和総研制度調査部作成

図表 1 で示した三角合併の手続は次のようになる。

A 社は、国内に 100% 子会社甲社を設立する。
 この国内の甲社に A 社が第三者割当をするなどの方法により、A 社の株式を保有させる。
 その上で、国内の甲社が、国内の B 社を、吸収合併する。
 吸収合併に際して、甲社は、B 社の株主 Y に、甲社が保有する A 社の株式を割り当てる。

図表 1 の合併後の新甲社は、存続会社の甲社が合併のためだけに設立された会社なので、実質的に消滅会社となった B 社ということができる。それゆえ、A 社が、国内の B 社を、現行商法上の株式交換で 100% 買収したのと同様になるといえる。

現在、外国の会社が国内の会社に対して現行商法上の株式交換を行って 100% 買収することはできないと考えられている。しかし、この三角合併を使えば、実質的にできるようになる。図表 1 の A 社は外国の会社であっても構わないのである。

ところで、この三角合併を行う場合、図表 1 の B 社と甲社で、原則 3 分の 2 の賛成が必要な株主総会の特別決議が必要とされている（会社法案 309 条、789 条、794 条）。

なお、一定の場合、決議要件が一層重くなっている。例えば、B 社が上場会社であり、A 社が未上場会社である場合、三角合併を行うと、B 社の株主にとっては、売買が困難になるなどの不利益が生じる。そこで、このような場合、会社法案では、重い決議要件を課している（会社法案 309 条、783 条）。ただし、どのような場合に重い決議要件が加えられるかについては、現在未制定の法務省令に委ねられている部分もあるので注意が必要である。

(3) 施行日の特則

この「合併等の対価の柔軟化」については、会社法案全体の施行日から 1 年後に施行されるものとされている（会社法案附則 4 条）。

このことは、俗に、「三角合併などの施行は、1 年先送りとされた」などといういわれ方をしてい

る。

2 . 簡易な組織再編行為にかかる規定の整備

合併等の組織再編行為を行う場合、当事者会社において、原則 3 分の 2 の賛成が必要な株主総会の特別決議が必要とされている。

しかしながら、例外的に、株主総会が不要とされる場合もある（簡易合併など）。これを簡易な組織再編行為と呼んだりする。

この簡易な組織再編行為は、現行商法でも存在するが、会社法案では、図表 2 のように、拡充、緩和が行われている。

図表 2 会社法案上の簡易な組織再編行為

	簡易組織再編行為	略式組織再編行為
改正 or 創設	改正	制度創設
株主総会を省略できる会社	・ 吸収合併の存続会社 ・ 株式交換の完全親会社となる会社等 〔会社法案 796 条等参照〕（注 1）	・ 吸収合併の消滅会社 ・ 株式交換の完全子会社となる会社等 〔会社法案 784 条条等照〕（注 1）（注 2）
趣旨	存続会社等の株主に与える影響が大きくないことに着目して、存続会社等の株主総会の省略を認めた制度といえる。	消滅会社等（被支配会社）が存続会社等（支配会社）に支配されていることに着目して、消滅会社等の株主総会の省略を認めた制度といえる。
基本的な要件	交付する財産が存続会社等の純資産額の 20% 以下であること（注 3）	存続会社等（支配会社）が消滅会社等（被支配会社）の総株主の議決権の 90% 以上保有していること。
代表的な株主保護策	異議の制度	差止めの制度

（出所）大和総研制度調査部作成

（注 1）株主総会の省略が認められない例外があることに注意が必要である。

（注 2）理論上、次のようなこともある。例えば、A 社に総株主の議決権の 90% 以上保有されている B 社が、A 社を吸収合併すれば、略式組織再編行為として、存続会社 B 社の株主総会が省略される。

（注 3）会社分割の分割会社で株主総会が省略される場合も、簡易組織再編行為となるが、その際の要件は異なるので注意が必要である。

． 設立関係

1 ． 設立時の最低資本金は廃止

現行商法等では、設立の際には、株式会社では 1,000 万円、有限会社では 300 万円の以上の資本金が必要とされている。

しかしながら、会社法案では、このような「設立時の最低資本金」については規定が見当たらない。つまり、設立時の最低資本金は廃止されている。

2 ． 設立時の現物出資における検査役の調査の例外の拡大

現行商法等では、会社の設立に当たって現物出資が行われる場合、裁判所の選任する検査役の調査が原則として必要とされている。ただし、例外的に一定の場合には不要とされている。

会社法案においても、この基本構造は維持されているが、例外が拡大している（会社法案 33 条）。次のとおりである。現行商法等と比べると の要件が緩和されている。

財産の価額の総額が、500 万円を超えないとき。
 財産が市場価格のある有価証券で、定款に定めた価額がその市場価格を超えないとき
 定款に定めた事項が相当であることについて、弁護士・公認会計士・監査法人・税理士などの証明を受けたとき

3 ． 事後設立の際の検査役の調査の廃止等

会社成立後 2 年以内に、会社成立前から存在していた営業用の財産を継続して使用する目的で譲り受けることを、一般に事後設立いう。

現行商法では、純資産額の 5% 以上の対価で譲り受ける場合は、裁判所の選任する検査役の調査が原則必要とされるとともに、株主総会の特別決議が必要とされている。

会社法案では、まず検査役の調査が廃止され（規定がない）、また株主総会の特別決議が必要とされるのも原則として純資産額の 20% 以上の対価で譲り受ける場合とされている（会社法案 309 条、467 条）。図表 3 参照。

図表 3 事後設立にかかわる改正

	現行商法	会社法案〔改正後〕
検査役の調査	あり	なし（検査役の調査の廃止）
株主総会の特別決議	純資産額の 5% 以上の対価で譲り受ける場合、必要	純資産額の 20% 以上の対価で譲り受ける場合、必要

（出所）大和総研制度調査部作成